

IASBの概念フレームワークにおける会計目的について

岩崎, 勇
九州大学大学院経済学研究院

<https://doi.org/10.15017/21838>

出版情報：経済學研究. 78 (5/6), pp.59-88, 2012-03-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

IASB の概念フレームワークにおける会計目的について

岩 崎 勇

I はじめに

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board、以下、「IASB」という) が作成・公表する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards、以下、「IFRS」という) は、細則主義¹⁾ではなく、原則主義²⁾を採用しているので、その判断基準として個別の会計基準を設定するための基準 (すなわちメタ基準) として概念フレームワーク (以下、「概念的枠組み」という) が重要性を帯びてくる。すなわち、どのような概念的枠組みが作成されるかで、どのような会計基準が設定され、それゆえ、それに基づいた実務が行われるかを間接的に決定すると同時に、各会計基準の判断においても概念的枠組みが参照されることとなるからである。ただし、概念的枠組み自体は、IFRSではなく、それゆえ、特定の測定や開示の問題についての基準を直接的に規定するものではなく、また、概念的枠組みのいずれも特定の IFRS に優先適用されるものでもない (IASB [2010c]p.6)³⁾。

この概念的枠組みは、一般に資金の調達や運用を目的とする証券・金融市場に参加する市場参加者 (特に投資家) を前提として、目的や基礎概念を予め設定し、それに基づいて規範的なアプローチ (normative approach)⁴⁾ による演繹法 (deductive) によって、整合性のとれた会計の基礎概念 (fundamental concepts) の体系を明文化している。それは対象志向的な純粋理論ではなく、一種の問題処理装置としての性質を具えている。しかも、これは意思決定有用性アプローチ (decision useful approach) に立脚し、財務報告の目的、財務情報の質的特性、財務諸表の構成要素、財務諸表における認識と測定という論理構成を採用している (津守 [2005] 8 頁)。

この財務会計の概念的枠組みについて、IASB は米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以下、「FASB」という) の間で、共同プロジェクトを2005年1月に立ち上げ (山田 [2007] 104頁)、現行の「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」(IASB [1989]) に代わる新しい概念的枠組みを開発中である。

このプロジェクトは、表1のように、八つのフェーズに分けて検討が行われており、現在 (2012年1月1日) までにフェーズ A D の四つのを具体的に検討してきている。

そして、このうち財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性については、表2のように、2006年7月に討議資料「改善された財務報告に関する概念フレームワークについての予備的見解 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」(IASB [2006] 以下、「予備的見解」という) が公表された。そして、これに対して179通のコメント・レターを受取った (IASB [2010c] par.BC1.3)。

表1 概念的枠組みのフェーズ

フェーズと内容		フェーズと内容	
A	財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性 ^{*1}	E	財務報告の境界、表示と開示 ^{*5}
B	財務諸表の構成要素及び認識 ^{*2}	F	GAAPの体系における目的と地位 ^{*5}
C	測定 ^{*3}	G	非営利部門及び政府事業部門への適用可能性 ^{*5}
D	報告企業概念 ^{*4}	H	もしあれば、その他の問題 ^{*5}

* 1 : 完了。新しい概念的枠組みの第1章及び第3章

* 2 : 2011年に討議資料を公表予定

* 3 : 2011年に討議資料を公表予定

* 4 : 公開草案が2010年3月に公表された

* 5 : 現在休止中

(出所) IASB [2010b] p.3

表2 財務報告の目的等に関する概念的枠組みに関する基準等の略年表

年 月	公 表 物
1989 7	IASC : 「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」公表
2004 10	IASB & FASB : 概念フレームワークの再検討プロジェクトの協議事項化についての決定
2006 7	IASB : 討議資料「改善された財務報告に関する概念フレームワークについての予備的見解 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」の公表
2008 5	IASB : 公開草案「財務報告の概念フレームワーク : 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」の公表
2010 9	IASB : 「財務報告に関する概念フレームワーク2010」の公表

(出所) 著者作成

その後、2008年5月に公開草案「財務報告の概念フレームワーク : 財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性」(IASB [2008]、以下、「公開草案」という)を公開し、321通のコメント・レターを受取った (IASB [2010b] p.4)。さらに、2010年9月に「財務報告に関する概念フレームワーク2010」(IASB [2010c]、以下、「新概念の枠組み」ともいう)を公表した。これは、現行の概念的枠組みのうち財務報告の目的及び財務報告情報の質的特性の部分差し替えるものである。これにより一連の概念的枠組みの改訂作業のうちフェーズAが終了したことになる。

このような状況の下において、本稿では、文献研究を通して、IASBにより開発されたIFRSの概念的枠組みの財務報告の目的の到達点と問題点を、特に会計目的として意思決定のための情報提供目的だけでよいのかに関して利害調整等の観点、財務報告の主たる利用者の観点及び企業評価の観点等から検討することを目的としている。このために、本論文の構成としては、第1節では会計目的について再検討を行うとともに、第2節ではIFRSの新概念の枠組みの報告目的の特徴を整理することにより、その到達点を明らかにし、第3節ではその問題点を検討していくこととする。

そして、本稿のユニークさは、文献研究を通して、会計目的を再検討することにより、IFRS概念的枠組みの財務報告の目的の到達点と問題点を検討している点である。

II IASB の概念的枠組みにおける会計目的についての検討

1 会計目的の検討

本節では、次節の IFRS 概念的枠組みの財務報告の目的を検討する前提として、一般的な会計及び会計目的について検討することとする。

(1) 会計及び会計目的の内容

会計目的を検討するに当たって、最初に（財務）会計と会計目的の意味を明確にしておくこととする。なお、本稿では、企業会計のうち特に財務会計を問題とし、管理会計には触れないものとする。

まず、財務会計の意義についてであるが、（財務）会計とは、「取引 transaction を記録し報告すること」（染谷 [1973] 8 頁）ないし「通常、複式簿記等の手続きによって、企業の資本および損益を正確に測定するとともに、企業の経営成績および財政状態を明らかにし、それを [財務諸表によって] 企業の外部利害関係者に報告する会計」（飯野 [1983] 14 頁。なお、[] 内は筆者挿入、以下、同じ）のことである。このように、財務会計とは、経済主体が行った経済活動の質と量とを勘定と貨幣金額により認識・測定し、利害関係者が適切な意思決定を行えるように、財務諸表を用いて利害関係者に財務情報を報告する会計のことである。

他方、「会計目的」とは、会計が果たす目的のことである⁵⁾。なお、会計が果たす役割ないし機能のことを「会計機能」というが、ここでは会計目的と会計機能とを特に区別せずに、特に限定をしない限り、同様なものとして使用している。

(2) 会計目的

ここでは、会計目的について検討していくこととする。会計目的には、次のようなものが考えられる。

例えば、「会計の機能とは、周知のとおり、情報提供機能と利害調整機能である」（大日方 [2011] 86 頁）、「会計情報の役割は 2 つの側面に分けて議論されることが多い。1 つは予測価値、意思決定支援機能、情報提供機能とよばれ、人々が意思決定を行う前の段階で会計情報に期待される役割に焦点を当てているのに対し、いま 1 つはフィード・バック価値、契約支援機能、利害調整機能とよばれ、人々が意思決定を行った後の段階に関連して会計情報に期待される役割を問題としている」⁶⁾（桜井 [2001] 3 頁）というように、会計目的を利害調整目的と情報提供目的とするものである。

この場合、受託責任目的と利害調整目的との関係は、「受託責任の解除などの利害調整機能」（大日方 [2011] 87 頁）というように、受託責任目的を利害調整目的に含めていると考えられる。これらの関係を纏めると、表 3 のようになる。

表 3 会計目的

会計目的	(1) 利害調整目的	受託責任目的
		以外の利害調整目的
	(2) 情報提供目的	

(出所) 著者作成

また、例えば、表4のように、「会計の経済的機能は大きく、利害調整機能と情報提供機能とに分けることができます。しかし、...これらの機能の前提をなす会計の説明機能」(accountability)(藤井[2009] 130頁)があるというように、会計目的を(説明機能である)受託責任目的、利害調整目的及び情報提供目的と捉える考え方も見られる。

表4 会計目的

会計目的	受託責任目的
	利害調整目的
	情報提供目的

(出所) 著者作成

なお、両者とも受託責任目的を何らかの形で会計の一つの目的・機能としてみている。

この受託責任目的に関して、「会計は、初めは、財産の所有者からその管理運用を委託された者が自己の会計責任 (accountability) を明らかにするために、委託者へ報告するものであった」(飯野[1983] 12頁)。しかも、このような受託責任の観点で、所有と経営が分離し、株式会社制度の下に高度に資本主義が発達した今日においても重要なものであり、今日においてもこの機能が不要となったわけではない。むしろ、その重要性ゆえに、例えば、わが国の会社法の開示制度におけるように、実際にその制度化がなされている。それゆえ、このような会計責任を中心とする会計の「説明機能[受託責任目的]」は、その他の経済的機能に先立つ会計の本源的な機能」(藤井[2009] 130頁)と考えることができる。

以上のことを考慮して、会計目的を図解してみると一般に、図1ないし図2のようなものになると考えられる。

図1 会計目的

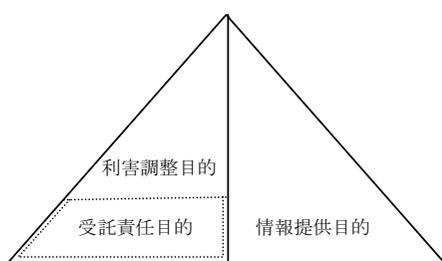
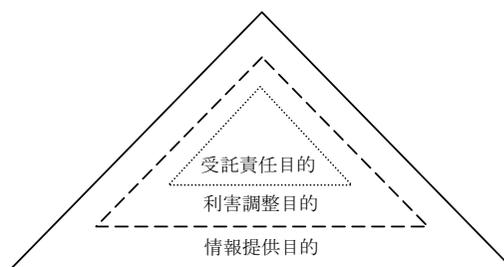


図2 会計目的



(注) 図1は、利害調整目的と情報提供目的とを対立的に考え、かつ情報提供目的を主に投資意思決定のためのものとするものである。他方、図2は、利害調整目的と情報提供目的とを対立的とは考えず、情報提供目的を投資意思決定のみではなく、その他の(例えば、受託責任の解除のための意思決定等)を含むものと、広義に考えるものである。

(出所) 著者作成

(3) 会計目的の内容検討

ここでは、会計目的の内容について、個別的に検討していくこととする。

受託責任目的

企業経営者は、企業を取巻く利害関係者から種々の財産等を受託し、企業活動を行っている。この場合、「受託責任」(stewardship)⁷⁾とは、会計責任ないし説明責任 (accountability) とも呼ばれ、企業の財産管理及び運用における経営者の責任のことであり、この責任を遂行するために、経営者は財産の効率的な運用を行うと共に、不利益をもたらす経済的事象から財産を守ることが要求される (新井 [1994] 489頁)。この受託責任には、その委託者をどのように考えるかによって、表5のように、種々のものが考えられる。

表5 委託者の観点からの受託責任の種類

受託責任の種類	対 象	制度化
最狭義	(現在)株主	
狭義	(現在及び潜在的)株主 + 公社債権者等 (すなわち投資家)	
広義	(現在及び潜在的)株主 + 公社債権者等 + その他債権者	
最広義	(現在及び潜在的)株主 + 公社債権者等 + その他債権者 + その他利害関係者	×

[注] : 制度化済み、× : 未制度化
(出所) 著者作成

この中で、理論上一般的には、株主 (ないし株主と債権者) という資金・資本提供者に対して、受託した財産 (資金・資本) を適切に管理運用する受託者の責任のことを意味する (藤井 [2009] 130 131頁)。例えば、わが国において現実の制度として成立しているのは、最狭義の経営者の株主に対する受託責任を遂行するための制度としての会社法に基づく開示制度及び狭義の経営者の投資家に対する受託責任を遂行するための制度としての金融商品取引法に基づく開示制度がある。この受託責任は、一般に受託者が、委託を受けた財産 (資金・資本) をどのように管理運用したのかの顛末を委託者に財務諸表という形で報告し、委託者がそれを承認するということによって解除されることとなる。このように、会計報告を用いて受託責任を履行することを会計における「受託責任目的」という。この目的は、「経済社会の秩序維持」(同上、131頁) のためにあり、会計の最も基本的な機能の一つである。なお、この目的を遂行するためには、受託者である経営者は、自己が善良なる管理者としての注意義務 (善管注意義務) を受託財産 (資金・資本) に対して果たしたことを、実際に行われた過去の取引の継続記録を通して、明確にしておく必要がある。そこで、その手段として、複式簿記を組入れた会計制度が利用され、取引に基づく継続記録によってフローの真実性が保証されることとなる。それゆえ、そこで利用される会計情報の性質としては、一般に過去の取引事実を中心とした客観的で信頼性が高いものであることが要求される。

利害調整目的

企業は、経営者、株主、債権者、国、従業員、仕入先、得意先等の種々の利害関係者との関係で構成されている。しかも、これらの利害関係者の利害は必ずしも一致しておらず、利害の対立 (conflict of interests) する可能性がある。例えば、株主と債権者との関係では、配当を巡り利害の対立が生じる可能性がある。このような利害関係者間の利害の対立を会計の利益計算等を通して調整しようと

するものが、「利害調整目的」⁸⁾である。それゆえ、ここでの会計情報の特質としては、受託責任目的の場合と同様に、過去の取引事実を継続記録したもので、公正かつ客観的で信頼性 (reliability) が高いことが要求されることとなる。しかも、このような利益は配当や税金の支払いに回されるので、単なる計算上の利益というだけでは不十分であり、現金の裏づけのある利益 (すなわち実現利益) であることが、一般に要求されている。なお、このような目的をわが国において制度化したものとして、表6のように、配当に関する株主と債権者間との利害調整については、会社法 (会計) によりそれがなされている。また、税金についての株主と (国等の) 政府間との利害調整は、税法 (会計) (及び会社法会計) によりそれがなされている。

表6 利害調整目的

種類	内容	制度化	根拠
株主と債権者	配当		会社法
国と株主	税金		税法・会社法
経営者と株主	報酬		税法

(出所) 著者作成

情報提供目的

「現代は計算に対する公開の優位、計算の論理に対する公開の論理の優位の時代である」(津守 [2008] 13頁) り、このような状況の下で、例えば、表7のように、会社の利害関係者が意思決定を行う上で有用な財務情報を提供しようとするものが「情報提供目的」であり、論者により意思決定 (支援) 目的ないし意思決定 (支援) 機能とも呼ばれることがある。そして、情報提供目的は事前情報としての役割と基本的に異なる。

表7 情報提供目的

対象	内容	制度化	根拠
株主	(現在)株主		会社法
投資家	(現在及び潜在的)株主 + 公社債権者等		旧概念的枠組み*、金融商品取引法
資金提供者	(現在及び潜在的)株主 + 公社債権者等 + その他債権者		新概念の枠組み

* 従来の IFRS の概念的枠組みでの主たる利用者

(出所) 著者作成

このような理論の出発点になったのは、1966年に米国会計学会 (American Accounting Association、以下、「AAA」という) が公表した『基礎的会計理論』(AAA [1966]、以下、「ASOBAT」という) で示された意思決定有用性アプローチである。そこにおいて、会計とは、「情報の利用者が判断や意思決定を行なうにあたって、事情に精通したうえでそれができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達する過程である」(AAA [1966] p.1、飯野 [1969] 2頁) というように、利用者の側から会計を定義している。そして、今日では、このような考え方が、金融商品取引法のような投資家に投資意思決定のために有用な財務情報を提供する会計の方面では、主たる会計目的として一般的なものとなっ

てきている。

しかも、この立場では、極論すれば、その情報が有用であれば、どのような測定のプロセスを経て作成されたものであっても問題ないという考え方を採っている。従って、利害調整目的のように取引の記録ということ必ずしも必要とせず、期末時点で現実に存在するものを一覧表にした財産目録であってもよい。それゆえ、利害調整目的は継続記録と、他方、情報提供目的は財産目録と結びつきやすい (万代 [2002] 62頁)。

この情報提供目的を具体的に制度化したものが、わが国では、金融商品取引法 (や任意適用されている IFRS) による開示制度である。

利害調整目的及び情報提供目的の会計数値の性格の差異

ここでは、後の議論を的確に行うために、利害調整目的及び情報提供目的における会計数値の性格の差異を明確にしておきたい。万代 ([2001] 7 頁) によれば、利害調整目的と情報提供目的との会計数値の性格の差異として、表 8 のようなものが挙げられる。

表 8 利害調整目的及び情報提供目的の会計数値の性格の差異

摘 要	利 害 調 整 目 的	情 報 提 供 目 的
会計数値の硬度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硬い測定値 ・ 利害関係者が納得するように、測定過程が明確かつ一義的に決定され、しかも検証可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずしも硬い測定値を求めないこと (軟らかい測定値でもよい) ・ 目的適合性の重視
会計数値の源泉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複式簿記に基づく継続記録 ・ 過去において第三者間でなされた取引に基づく実際の数値であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産目録 (的なもの) ・ 現在ないし将来を志向した会計数値 ・ 例えば、期末時価、将来キャッシュ・フロー、将来キャッシュ・フローの割引現在価値等
ボラティリティ	少ないボラティリティの選好	ボラティリティの大小は無関係で、ボラティリティそれ自体の表示を重視すること

(出所) 万代 [2001] 7 頁を参照して著者作成

「会計数値の硬度」に関しては、利害調整目的の場合には、一般に硬い測定値すなわち利害関係者が納得するように、測定過程が明確かつ一義的に決定され、しかも検証可能であることが求められる。これに対して、情報提供目的の場合には、一般に必ずしも硬い測定値を求めていない。また、「会計数値の源泉」については、利害調整目的の場合には、複式簿記に基づく継続記録に基づく会計数値すなわち過去において第三者間でなされた取引に基づく実際の数値であることが一般に要求される。これに対して、情報提供目的の場合には、過去の情報よりも、現在ないし将来を志向した会計数値、例えば、期末時価、将来キャッシュ・フロー、将来キャッシュ・フローの割引現在価値等が一般に選好される。そして、「会計数値のボラティリティ」に関しては、利害調整目的の場合には、少ないボラティリティが一般に選好される。これに対して、情報提供目的の場合には、一般にボラティリティの大小は無関係であり、ボラティリティそれ自体を表示することを重視している (万代 [2001] 7 頁)。

以上のように、財務会計とは、経済主体が行った経済活動を勘定と貨幣金額により認識・測定し、利害関係者が適切な意思決定を行えるように、財務諸表を用いて利害関係者に財務情報を報告することである。そして、会計目的には、その作成・利用の観点から利害調整目的（受託責任目的を含む）及び情報提供目的が考えられる。また、利害調整目的と情報提供目的の会計数値の性格の間には、一般に大きな差異が存在することが明示された。

2 IFRS の報告目的の特徴の検討

これまでの議論を前提として、ここでは、IASB の概念的枠組みにおける財務報告の目的における主要な論点とIASB の見解について検討していくこととする。この財務報告の目的における主要な論点には、表9のようなものがある。

表9 IASB の概念的枠組みの財務報告の目的における論点

論 点	内 容
財務報告	財務諸表の目的か財務報告の目的か
財務報告の目的㉗	意思決定目的か利害調整目的か
財務報告の目的㉘	意思決定目的か受託責任目的か
財務報告の目的㉙	企業価値測定
主たる利用者	投資家かその他も含むか

(出所) 著者作成

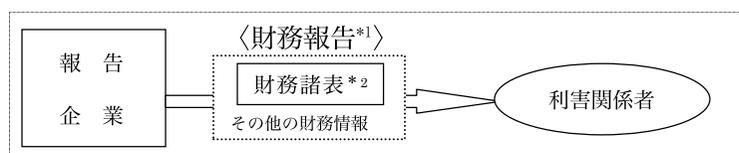
なお、IASB と共同で概念的枠組みを開発している FASB が帰属する米国では、エンロン・ワールドコム事件等の会計不祥事の再発防止等を目的として2002年7月にサーベインズ・オックスリー法 (The Sarbanes-Oxley Act of 2002、いわゆる「企業改革法」) が公表された。そこでは、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, 以下、SEC という) に対して原則主義アプローチ (principles-based approach) に基づく原則主義的基準設定プロセスに基づく米国財務報告制度の採用に関する研究等を行うことを要請した。これに対して、SEC は、2003年7月に「原則主義会計に基づく米国財務報告制度の採用についての2002年サーベインズ・オックスリー法の第108(d)節に従った研究」(SEC [2003]) を公表した (FASB [2004b] p.1)。そして、そこでは、FASB に対して新しい基準を開発するとき、「改善された概念的枠組みに基づき」、「収益費用中心観を適用することは不適切である」(Ibid.) として、目的志向的会計基準 (objectives-oriented accounting standards) を資産負債中心観に基づいて行うことを勧告している。これに対応して、FASB は、2004年7月に「原則主義的会計制度の採用に関する SEC の研究に対する FASB の回答」(FASB [2004]) を公表し、目的志向的基準を公表すべきことや現行の概念的枠組みの欠陥を正すべきこと等を表明した。その後、後述のように、FASB とIASB は、財務報告情報における質的特性において意思決定有用性アプローチに基づき受託責任目的を削除する方向での概念的枠組みの開発を模索してきている。

(1) 情報提供目的と財務諸表・財務報告の目的

IASB における財務報告に関する概念的枠組みは、意思決定有用性アプローチを前提としているので、情報提供目的を中心的な目的としている。そして、その目的の設定は、その理論構築方法が規範的な演繹法に基づく理論的アプローチを採用するので、理論の基礎ないし出発点となり、どのような目的が設定されるかで、枠組み全体に大きな影響を及ぼすこととなる。すなわち、「報告企業概念、有用な財務情報の質的特性及びそれに対する制約、財務諸表の構成要素、認識、測定、表示及び開示という概念的枠組みの他の側面は、当該 [概念的枠組みの] 目的から理論的に導かれる」(IASB [2010c] OB1) こととなり、適切な目的の設定が、概念的枠組みの作成上、最重要な課題となると考えられる。

このような概念的枠組みが対象とする目的として、財務諸表の目的か又は財務報告の目的かということが問題となる。ここに「財務諸表」とは、図3のように、企業（集団）が自己の経済活動の結果である財務情報を、当該企業（集団）を取巻く利害関係者に伝達するための報告書⁹⁾のことであり、伝達・報告の対象物である。

図3 財務諸表と財務報告



*1：報告それ自体 *2：報告の対象物

(出所) 著者作成

他方、「財務報告」とは、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等¹⁰⁾を外部に報告することであり、伝達そのもののことをいう。すなわち概念的枠組みの規定範囲として、財務諸表に限定するのか、それともその周辺のものを含む財務報告にまでそれを拡大するのかという問題である。

いずれにしても、中心的な関心事項が、財務報告に内包される財務諸表にあることは両者とも共通する。しかし、財務諸表の目的という場合には、どちらかといえば、伝統的に企業における会計計算の結果を外部に報告するという意味で、企業計算に重点が置かれていた。これに対して、財務報告の場合には、意思決定有用性アプローチに基づき財務利用者の観点から、その意思決定のために有用な財務情報を提供するというように、証券・金融市場における開示の方に重点がおかれている点が異なる¹¹⁾ものと考えられる。

この枠組みの目的に関して、表10のように、従来のIASBの概念的枠組みでは、「財務諸表の目的は、広範な利用者が経済的意思決定を行うに当り、企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある。」(IASB [1989] par.12) というように、財務諸表の目的を規定していたのに対して、新概念の枠組みでは、後述の⑦のように、財務報告の目的へと変化している。

このような変化は、財務諸表のみではなく、その周辺の情報を含む情報が、情報の利用者の観点が

表10 概念的枠組みの目的

範 囲	具 体 例
財務諸表の目的	旧概念的枠組み
財務報告の目的	新概念の枠組み

(出所) 著者作成

ら彼等の意思決定のためにより要請される社会になってきたことを反映している。また、この考え方は、IASB が設定する会計基準自体の名称、すなわち従来の「国際会計基準」から新しい「国際財務報告基準」へという呼び方の変化にも表れている。それゆえ、今日的には、会計目的を、財務諸表を中心として、その周辺領域をも含む、財務報告の目的とすることに特に異論はないが、無制限にそれを拡大することについては、慎重でなくてはならないと考えられる。これは、図4のように、単に財務諸表の目的が財務報告の目的に変わったということに留まらず、その視点が財務情報の作成者（企業）から利用者（市場）へ転換したことを意味し、利用者指向的アプローチに基づく意思決定有用性アプローチの徹底を意味するものと考えられる。

図4 財務諸表の目的から財務報告の目的への転換

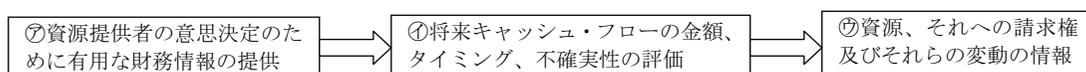


(出所) 著者作成

なお、以下では、特に限定しない限り、財務諸表を含む広い意味で財務報告を使用していくこととする。

そして、新概念の枠組みでは、従来のものと同様に、一般目的財務報告の目的を、次の3段階で規定している。すなわち、図5のように、⑦「一般目的財務報告の目的は、当該企業へ資源を提供することについての意思決定を行う際に、現在及び潜在的な投資家、貸手及びその他の債権者にとって有用な当該報告企業についての財務情報を提供することである。これらの意思決定には、資本性及び負債性金融商品の購入、売却、保持及び貸付金及びその他の形態での信用の供与又は決済を含む。」(IASB [2010c] par.OB2) としている。

図5 有用な財務報告情報の内容



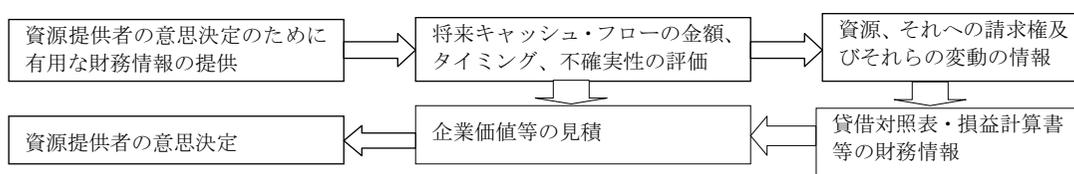
(出所) 著者作成

すなわち、ここでは、一般目的財務報告は、企業に資源(資本)を提供するが、その意思決定を行うのに必要な情報を彼らに提供することを企業に強制できない利用者(資金提供者である投資家、貸手及びその他の債権者)に向けられている¹²⁾。そして、①このために、企業の将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性を評価するために役立つ情報を提供し(OB3)、②そのような判断に役立つように、企業の資源(資産)とそれに対する請求権(負債・資本)及びその変動(収益・費用等)に関する情報を提供することを求めている(OB12 16)。

ここでは、後述のように、財務報告の主たる利用者を資金提供者(capital providers)に限定することによって、これらの利用者の関心が企業の将来キャッシュ・フローの予測を可能にする情報にあると考えている。そして、公正価値会計を会計全体の中心とするために、将来キャッシュ・フローを内包した財務報告の質的特性、財務諸表の構成要素及び測定方法を可能にする全体としての概念的枠組みを展開する理論的基礎をここで示している。すなわち、将来キャッシュ・フローの予測に有用な情報を提供するために、将来の予測や見積りを内包した公正価値によって、現在及び将来事象を財務諸表において測定することを可能にする理論的基礎をここで展開していると考えられる。

このように、概念的枠組みでは、図6のように、財務報告の目的は、投資等の意思決定のために有用な財務情報を提供することを目的としている。これは、後述(4)のように、企業評価等を推定するために将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性等の財務情報を提供することにより、それが達成される。このためには、資源、資源に対する請求権及び資源の変動に関する財務情報すなわち具体的には貸借対照表や損益計算書などの財務情報を提供することが必要であるという論理構造を採用している。

図6 有用な財務報告情報の内容



(出所) 著者作成

(2) 利害調整目的

ここでは、財務報告の目的のうち利害調整目的について検討していくことにする。そして、受託責目的については、直ぐ後で検討するので、ここでは議論から除くこととして、利害調整目的を情報提供目的とともに財務報告の目的とするか否かの考え方について、表11のように、情報提供目的のみとするもの¹³⁾、情報提供目的と利害調整目的の双方とするもの¹⁴⁾及び利害調整目的のみとするものが考えられる。

これらのうち、どれを採用すべきであろうか。この問題は、その制度の設定趣旨を検討することが有用であろう。

IASB では、前述のように、専ら国際的な証券・金融市場での上場会社への投資家等の意思決定の

表11 情報提供目的と利害調整目的

財務報告の目的	具 体 例
情報提供目的のみ* ¹	IASB の概念的枠組み
情報提供目的と利害調整目的* ¹	* ²
利害調整目的のみ* ¹	

* 1 : ここでは、受託責任目的を除いている。

* 2 : 例えば、わが国の概念的枠組みでは、利害調整目的を副次的な目的として掲げている。

(出所) 著者作成

ための財務情報の開示を問題とし、配当規制等に代表される利害調整は各国の会社法等で行うことを想定しており、利害調整目的を主要な目的としていない。それゆえ、IFRS が採用する財務報告の主要な目的については、 の情報提供目的が採用されている。

(3) 受託責任目的

財務報告の目的に関しては、受託責任目的を情報提供目的と共にその目的に含めるのか否かが問題となる。

この受託責任と財務報告目的との関係については、表12のように、 ㉞は受託責任を財務報告目的の一つとし、かつ意思決定のための情報提供目的とは独立的なものとする考え方、 ㉟は受託責任を財務報告目的とするが、意思決定のための情報提供目的に含めるという考え方、 は受託責任を財務報告目的としないという考え方がある。

このうちどの考え方を採用すべきなのは、受託責任をどのような観点からどのように位置付けるかに依存することとなる。すなわち、伝統的な受託者（経営者）の善管注意義務に基づく、会計の基

表12 財務報告上の受託責任の取扱

受 託 責 任 の 取 扱		採 用	備 考
受託責任を財務報告目的とする考え方	㉞意思決定と独立* ¹	旧概念的枠組み* ³	企業の観点
	㉟意思決定に含む* ²	新概念の枠組み* ⁴	ハイブリッド（企業と市場の観点）で市場重視
受託責任を財務報告目的としない考え方			市場の観点

* 1 : 企業ないし作成者の観点からの受託責任概念

* 2 : 市場ないし利用者の観点からの受託責任概念

* 3 : 受託責任を意思決定のための情報提供目的とは独立的と考え、かつ会計目的として受託責任を明示している。

* 4 : 受託責任を意思決定のための情報提供目的の中に含めて考え、かつ財務報告目的として受託責任という用語を明示していない。

(出所) 著者作成

礎にある財産（資金・資本）の委託と受託の関係及びその財産（資金・資本）の管理・運用機能を重視する企業の会計計算及び報告という観点から受託責任（「企業ないし作成者の観点からの受託責任概念」）を重視する場合には、 ㉞の説となり、他方、企業の観点ではなく、市場ないし利用者の観点から意思決定が主たるものであるが、一応受託責任を考慮し、財務報告の目的の一つとは考えるが、それをそれ程強調せず、かつ意思決定のための情報提供目的に含める（「市場ないし利用者の観点が

らの受託責任概念) 場合には、①の説となろう¹⁵⁾。また、企業の観点ではなく、市場ないし利用者の観点から意思決定のための情報提供目的を主たる財務報告の目的とし、受託責任を独立的な目的と掲げる程重要ではないと考える場合には、②の説となると考えられる。

このような財務報告の目的における受託責任の位置付けに関して、表13のように、従来の概念的枠組みにおいては、意思決定のための情報提供目的と並んで「財務諸表はまた、経営者の受託責任又は経営者に委託された資源に対する説明責任の結果も表示する」(IASB [1989] par.14)¹⁶⁾というように、受託責任目的を独立的に明示していた。

表13 IASB の概念的枠組みにおける受託責任の位置づけ

IASB 概念的枠組み	受託責任の考え方	位置づけ	受託責任 [*] の明示
(1) 旧概念的枠組み	有	意思決定とは独立	有
(2) 新概念の枠組み	有(曖昧)	意思決定の一部	無

* : 「受託責任」(stewardship) という用語の使用の有無
(出所) 著者作成

なお、公開草案に対するコメント・レターで、ほとんどの回答者は意思決定のための有用な情報を提供することは適切な目的であるということに賛成した。しかし、回答者の中には、表14のように、投資者、貸手及びその他の債権者は、資源配分関連以外の意思決定も行うと主張している。例えば、多くの株主は、取締役を再任するか否か、及び取締役の業務執行に対してどの位の報酬を与えるべきかについて議決を行うというように、企業経営者の受託責任に関連する意思決定を行う。それゆえ、公開草案は受託責任概念を適切に捉えていないと考えている者もいる (IASB [2010b] p.7)。

表14 (経済的) 意思決定の内容

(経済的) 意思決定	資源配分の意思決定
	受託責任の意思決定 (再任解任の人事、報酬等)
	その他の経済的意思決定

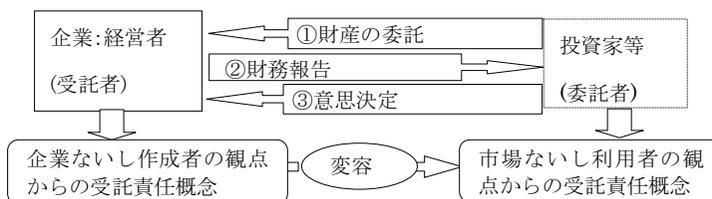
(出所) 著者作成

これに対して、新概念の枠組みでは、「我々は、今回、この[財務報告の目的の]章が、受託責任が縮約する(encapsulates)ものを記述するように修正した。[ただし、]我々は、それが他の言語に翻訳される時に導入される曖昧さのために、^{ステューワードシップ}受託責任という用語を使用していない。」(Ibid., p.7) としている。そして、「経営者の責任を解除することについての情報もまた、経営者の行動についての議決権ないしその他の影響力を持つ現在及び潜在的な投資家、貸手及びその他の債権者による意思決定のために有用である」(IASB [2010c] par.OB4) として、受託責任を意思決定に含めて間接的に述べているに過ぎない。このことから、新概念の枠組みでは、受託責任概念について、表12 ①の考え方に基づいて、伝統的な企業ないし作成者の観点からの受託責任概念ではなく、市場ないし利用者の観点からの受託責任概念を使用し、受託責任が全体としての意思決定に包摂されるという立場を採用して

いる。それゆえ、そこにおいては、図7のように、従来の概念的枠組みと比較して受託責任概念の変容が見られる。

このように、IASBの概念的枠組みは、従来の企業の会計計算及び報告という受託責任的な観点から、意思決定のための情報提供目的をより重視するという「将来志向重視」(松尾 [2011] 4頁)の

図7 受託責任概念の変容



(出所) 著者作成

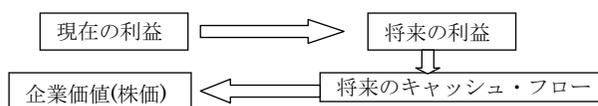
市場ないし利用者の観点へとその立場を転換している。このことによって益々意思決定有用性アプローチに基づく概念的枠組みを重視した会計基準の設定を行おうとしているものと考えられる。

(4) 企業価値評価

新概念の枠組みでは、「一般目的財務報告は、報告企業の価値を示すことを意図するものではない。しかし、それらは、既存の及び潜在的な投資家、貸手及びその他の債権者が報告企業の価値を見積もるのを支援する情報を提供する。」(IASB [2010b] par.OB7) として、企業価値評価を行うための財務情報を提供することをその意思決定目的の一つとしている。そして、投資家が投資を行う際に、一般に投資家は会計数値を用いて企業価値を事前に評価することが多い。この企業価値評価を行う上での伝統的なパラダイムは、図8のように、インカム・アプローチに属する割引キャッシュ・フローモデル (DCF_M)、配当割引モデル (DDM) やオールソン・モデル (OM) などにより、現在までの過去の利益をベースとして将来の利益を見積り、それを基礎として将来のキャッシュ・フローを見積り、さらにそこから現在の企業価値 (株主価値 = 株価) を推定しようとするものである。

このうち割引キャッシュ・フローモデルや配当割引モデルでは、企業の将来における期待配当(ないしキャッシュ・フロー)の流列の割引現在価値によって企業価値が評価される。この際、会計上の利益は、前述のように、[現在の利益と将来の利益、 将来の利益と将来の配当 (ないしキャッシュ・フロー)、 将来の配当 (ないしキャッシュ・フロー) と現在の企業価値 (ないし株価) という] 三

図8 企業価値評価の伝統的な考え方



(出所) 大日方 [2002] 379頁

つの関連性を通して、企業価値評価に間接的に役立っている。他方、オールソン・モデルでは、企業価値は、その企業の純資産簿価と期待超過利益の流列の割引現在価値（すなわちのれん）[企業価値 = 純資産簿価 + 割引期待将来利益] によって計算される。それゆえ、会計上の利益は、主として現在の利益と将来の利益を通じて企業価値評価に間接的に役立っている。このように、利益情報が意味を持つのは、(資産負債の差額として計算される包括利益ではなく、) 将来の期待キャッシュ・フローの予測と結びつく実質的なキャッシュ・フローとしての実現利益である (辻山 [1999] 53 54頁)。

他方、企業価値評価についての新しいパラダイムでは、図9のように、貸借対照表そのものの情報価値を重視し、コスト・アプローチに属する時価純資産法により、企業価値（株主価値）を直接的に推定しようとするものと考えられる。

図9 企業価値評価の新しい考え方



(出所) 著者作成

新概念の枠組みが、企業価値評価に関してどちらのパラダイムを採用するのかが、明示されていない。しかし、公正価値会計を強く主張する根拠として後者を用いられることが多く見られる。従って、企業価値評価のパラダイムに関しては、図10のように、パラダイムの変化が生じつつあるように考えられる。

図10 企業価値評価のパラダイムの変化



(出所) 著者作成

(5) 主たる利用者

一般目的財務報告に関しては、その報告の客体である提供先すなわちその主たる利用者とは誰か、ないし誰に向けて財務報告を行うかということということが問題となる。これには、表15のような考え方がある。

すなわち、一般目的財務報告の主たる利用者は誰かに関して、株主¹⁷⁾、投資家¹⁸⁾、投資家、貸手及びその他の債権者¹⁹⁾、企業を取り巻く利害関係者²⁰⁾等が考えられる。

これらのうちどの説を採用するのかが、(副次的な財務報告の利用は当面の問題の外におくとして、) 誰に焦点を当てて財務報告書が作成・開示されるのかという問題でもあり、その開示制度の目的に依存すると考えられる。

従来の概念的枠組みでは、「財務諸表の利用者には、現在及び潜在的な投資家、従業員、貸付者、

表15 一般目的財務報告の主たる利用者

主たる利用者	採 用
株主（現在の株主）	* 1
投資家	旧概念的枠組み* 2
投資家、貸手、その他の債権者	新概念の枠組み
企業を取巻く利害関係者	(旧概念的枠組み* 2)

* 1 例えば、わが国の会社法の場合等

* 2 従来の概念的枠組みは企業を取巻く広範な利害関係者を財務報告の対象としているが、あくまでもその主たる利用者は投資家を想定している (IASC [1989] par.9)

(出所) 著者作成

仕入先その他の取引業者、得意先、政府及び監督官庁並びに一般大衆が含まれる」(IASC [1989] par.9) として、広範な利用者を想定している。しかし、その主たる利用者に関して、「投資家は企業に対するリスクを伴う資本提供者であることから、投資家ニーズを満たす財務諸表を提供することによって、財務諸表により満たすことが可能なその他の利用者の十分なニーズも満足させることとなる」(Ibid.,par.10) として、広範な利用者による多様な情報提供（「多元的情報提供」）ということを避けるために、その主たる利用者として投資家を想定することによって、情報提供の内容を投資家ニーズに一元化する（「一元的情報提供」）という論理構成が見られる。

これに対して、「公開草案では、主たる利用者は現在及び潜在的な投資家、貸手及びその他の債権者から構成されるということ提案していた」(IASB [2010b] p.8)。これについて、他の利用者が考えられるというコメント・レターが寄せられた。そして、このことについて、「我々は、広範な関係者が一般目的財務報告に利害を有しているであろうと認識している。しかし、我々は主たる利用者グループを保持している。というのは、それは基準設定に際して重要な焦点を提供するからである。我々は、多くの他の利用者は、この枠組みを用いて開発される財務報告基準によって十分にその要求が満たされるであろうと考えている。」(Ibid., p.8) としている。他方、ある回答者は、清算時に最終のリスクを負担するので、持分投資家（株主）のみが主たる利用者グループであるべきであると提案した。これに対して、新概念の枠組みでは、その考え方を採用せず、「多くの現在及び潜在的な投資家、貸手及びその他の債権者は、彼らに直接情報を提供するように報告企業に強制できず、又一般目的財務報告に依存しなければならない。」(Ibid., p.8) として、前述 の考え方を採用している。

以上のように、図11のように、従来の概念的枠組みは、広範な利用者を想定し、かつその主たる利用者として投資家を中心として理論展開をしていた。これに対して、新概念の枠組みでは、あくまで資金提供者を想定している²¹⁾。これに関して、次の2点が指摘できる。第1点は、財務報告の「利用者の範囲」が、広範な利用者から資金提供者へ絞られたという点で、財務情報の利用者の範囲が限定され、多様な利用者による多様な情報ニーズということを避け、資金提供者のニーズに限定しているということである。第2点は、反対に、財務報告の焦点である「主たる利用者」が投資家から資金提供者へ拡大している点である。これによって理論的には、財務報告の焦点が投資家（「リスク資本の

提供者)」から資金提供者（「全ての資本提供者）」へ拡大し、焦点がぼけ、より多様な情報を提供する必要が出てきている。しかし、これらの共通ニーズを考えれば、その情報の範囲は狭くなる²²⁾と考えられる。

図11 財務情報の利用者



(出所) 著者作成

以上のように、IASB の概念的枠組みにおける会計目的の到達点としては、次のようなことが挙げられる。

その立場を財務情報の「作成者（企業）の観点」から「利用者（市場）の観点」へと転換することによって、「財務諸表の目的」から「財務報告の目的」へとその会計目的を転換していること

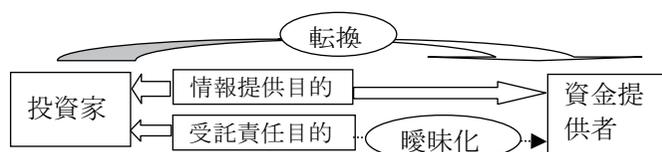
意思決定有用性アプローチに基づき意思決定のために有用な情報を提供するという情報提供目的を中心とした論理を展開していること

財務報告の目的の意思決定の内容の一つとしての「企業価値評価」への支援を想定していること
「利害調整目的」については、従来から考慮していないこと

「受託責任目的」については、その立場を企業の観点から市場の観点へと転換することによって、従来は独立させて考えていたのに対して、新しい概念的枠組みでは、意思決定のための情報提供目的に含め、かつその名称も削除することによって曖昧なものとしていること

財務報告の「利用者の範囲」を、「広範な利用者」から「資金提供者」に限定すると同時に、反対に財務報告で焦点を当てる主たる利用者を「投資家」から「資金提供者」へ拡大していること。そして、図12のように、これによって、従来投資家に付随して考えられていた受託責任目的を、財務報告の目的へ拡大することによって受託責任目的を曖昧化していること

図12 主たる利用者と目的



(出所) 著者作成

このように、新しい概念的枠組みでは、従来の意思決定有用性アプローチがより徹底した形で現れていることが理解できる。

3 問題点の検討

これまでの検討を前提として、ここでは、IASBの概念的枠組みにおける財務報告の目的における問題点を検討していくこととする。これには、次のようなことが挙げられる。

受託責任目的

新概念の枠組みでは、前述のように、従来の概念的枠組みにおいて明示されていた受託責任目的を文言上削除し、不明確にしている。これは、財務報告の目的として意思決定有用性アプローチに基づく意思決定のための情報提供目的をより一層重視し、受託責任目的をより軽視した結果であろう。このことが意味することは、このような会計目的を掲げることによって、従来の収益費用中心観に基づく取得原価（主義会計）を後退させ、それに代わって資産負債中心観に基づく公正価値（会計）をより一層広く展開する理論的な出発点（基礎）をこの概念的枠組みによって確保することであろう。しかし、前述のように、受託責任目的を含む利害調整目的と情報提供目的との数値の特質はかなり異なっており、しかも特にレベル3の金融商品のように、必ずしも信頼性が確保できない主観性の高い将来キャッシュ・フローの予測を中心とした公正価値に基づく財務情報が必ずしもIASBが求める投資意思決定に有用な情報とならないと考えられるという問題がある。

より詳説すれば、予備的見解では、「パラグラフ OB2で規定された財務報告の目的は、経営者の受託責任を評価するのに有用な情報を提供することを含んでいる」（IASB [2006] par.OB28）として、受託責任評価を意思決定目的に含めている。この見解に対してAAAの財務会計基準委員会（Financial Accounting Standards Committee、以下、「FASC」という）が示した以下のコメントが新概念の枠組みについてもそのまま当てはまると考えられる。すなわち、この概念的枠組みは、「会計の投資機能（investment role）に余りに焦点を当て過ぎており、より重要な受託責任機能を軽視している」（AAA [2007] p.230）。つまり、「受託責任は、重要であるばかりでなく、ほとんどの企業にとって、投資〔意思決定〕よりも重要でもある」（Ibid., p.231）。そして、上記のように、「受託責任は、しばしば投資決定に焦点を当てることによってよく果たされると主張されるが、この主張は、理論的に誤っている。受託責任のために有用な情報は、評価目的のために有用かも有用でないかもしれないし、逆もまたそうである。このことは、この30年間における学術的な文献によって、証拠付けられてきている」（Ibid., p.231）と指摘している。

それゆえ、より信頼性を重視する受託責任目的の観点を従来の概念的枠組みと同様に維持すべきであろうと考えられる²³⁾。すなわち、「企業の経営者の受託責任と企業の会計情報…の関係を切断した情報開示には、信用制度を攪乱するような客観性のない情報を無責任に開示する制度へと変貌する可能性と危険性が存在しうる」（高山 [2006] 146頁）と考えられるからである。

資金提供者への拡大

新概念の枠組みでは、前述のように、財務情報の主たる利用者を、投資家から資金提供者へ拡大している。このようなことがなされる背景としては、次のようなことが考えられる。第1に、従来の概念的枠組みにおける主たる利用者である投資家に付随する受託責任目的を財務報告へ拡大することによって曖昧化することである。しかし、このように主たる利用者を拡大することによって、受託責任

目的を曖昧化すべきではないと考えられる。その理由は、投資家のみならず、他の資金提供者についても同様に、経営者は受託した資金に対する受託責任を負っていると考えることが一般的であるからである。すなわち、株主以外のその他債権者は、株主のように経営者に対して直接的な議決権の行使をし得ないものの、株主と同様に、経営者に対して資金の受託者としての受託責任を負わせているからである。

第2に、概念的枠組みにおける「報告企業」で議論になったように、報告企業を投資家の観点（すなわち所有主理論の観点）からそれを捉えようとするのではなく、資金提供者という企業全体の観点（すなわち企業主体論の観点）から捉えることを、IASB が展開するための理論的基礎を、ここで与えようとするものと考えられる。これによって、例えば、企業結合会計等において、親会社説に基づく買入のれん説ではなく、経済的単一体説に基づく全部のれん説を正当化する理論的基礎を与えようとしているものと考えられる。しかし、伝統的な利益や持分の計算という意味での会計主体論の観点から言えば、IASB の主張するものも結果的には、所有主理論によっていることは明確であり、また、AAA FASC が述べているように、「会計上の所有主理論 (proprietorship theory) は、企業主体論 (entity theory) よりもより首尾一貫した観点を提供する」(AAA [2010] p.483) と考えられる。しかも、会計公準としての企業実体の公準を前提とすれば、この問題は解決されと考えられる。そして、「必要な情報は利用者により異な」(ASBJ [2008] 2頁)り、共通ニーズを見出そうとすると、それだけ提供される情報が少なくなる²⁴⁾。他方、主たる利用者を最終のリスク負担者である株主を中心とした投資家とした場合には、彼等は、「最も多くの情報を必要としており、彼等が必要とする情報を提供することにより、それ以外の利害関係者の要求は基本的に満たされ」(ASBJ [2008] 3頁)ると考えられるからである。

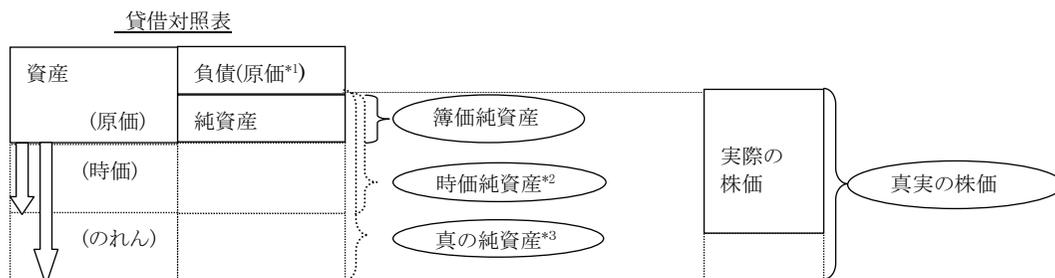
それゆえ、主たる利用者を投資家から資金提供者へ拡大する必要性はないものと考えられる。

企業価値評価

新概念の枠組みでは、前述のように、財務報告は企業価値を見積もるための情報を提供するものであるとしている。このこと自体には、全く問題はない。しかし、この目的を達成するために、どのような手段を採用すべきであるかということが問題となる。この場合、前述のように、企業価値評価についての伝統的なパラダイムは、実現利益である純利益という利益情報からそれを間接的に見積もろうとするものである。他方、新しいパラダイムでは、貸借対照表上の資産負債を公正価値測定（時価評価）し、この貸借対照表から直接的に推定しようとするものである。前者については、これまで長い間、その有用性・有効性が認められてきている。しかし、後者については、次のような欠点があり、その有効性について疑問視されている。

すなわち、図13のように、コスト・アプローチに属する簿価純資産法が貸借対照表計上の項目を原価で評価し、それゆえ簿価純資産の金額を示すのに対して、時価純資産法では、貸借対照表に計上されている資産負債項目が時価（公正価値）評価され、時価純資産の金額を示すこととなるので、簿価純資産法よりも、企業価値に近い数値となっていると考えられる。しかし、依然としてその企業の超過収益力を示す無形資産としてののれんが計上されていないという欠点がある。すなわち、時価評価

図13 三つの純資産額（株主価値）と株価



- * 1 前提：原価 = 時価
 - * 2 時価評価純資産は、企業の清算価値を評価するための財務情報としては有用である。しかし、のれんの金額が含まれていないので、継続企業としての企業評価には役立たない。
 - * 3 時価評価額にのれんを加えた金額は継続企業としての企業評価に役立つ。
- (出所) 著者作成

純資産は、一般に企業の清算価値を評価するための財務情報としては有用である。しかし、これにはのれんの金額が含まれていないので、継続企業としての企業評価には役立たないと考えられている(辻山 [2002] 350 351頁)。

それゆえ、仮に IASB が公正価値会計を推進し、貸借対照表から企業価値を直接推定しようとするものであれば²⁵⁾、上述の理由により、問題であろう。

作成者と利用者のバランス

前述のように、新概念の枠組みは、その基本的な観点として利用者指向的アプローチに基づいて利用者の観点から理論形成をしている。しかし、「会計基準設定は、[単なる]概念的演習 (conceptual exercise) 以上のものであるべきである。それは、また、会計の作成者と利用者の双方のインセンティブを考慮すべきである。さもなければ、会計基準の実際の実施は、基準設定者が期待したものと全く異なるものとなるであろう。その場合には、基準設定者は、会計基準の実際の実施によって、一連の[会計基準の]改訂と失望という状態に陥る (locked) であろう」(AAA [2007] p.238)。このように、(例えば、全ての金融商品の公正価値測定を目指すというような)過度に利用者の観点(市場の観点)を強調するのではなく、(例えば、有価証券の保有目的別分類のように経営者の意図を反映させる会計基準の設定のような)作成者の観点(企業の観点)も考慮に入れて、適切な概念的枠組みの作成をしていくことが重要であろう。

貸借対照表アプローチと損益計算書アプローチ

前述のように、新概念の枠組みは、基本的に貸借対照表アプローチに基づいて全体の理論展開をしている。しかし、「貸借対照表アプローチは、しばしば、(例えば、現在価値のように)信頼できない[資産負債の]再評価を要求するので、それらが、信頼し得るような客観的で信頼し得るように決定されるとき、現在価値への再評価に基づく改善を行うことを考慮して、伝統的な損益計算書アプローチが強調されなければならない」(AAA [2007] p.236)と考えられる。

このように、概念的枠組みの基礎として、貸借対照表アプローチか損益計算書アプローチのどちら

か一方という二項対立的な考え方でなく、一定の基礎的理論に従って両者をうまく使い分けることが必要であろう。すなわち、例えば、わが国の概念的枠組みのように、(単に貸借対照表アプローチに基づいて、概念的枠組みを形成するのではなく、) 損益計算書アプローチの良い側面も取り入れていくべきであろう。

Ⅲ むすび

以上のように、本稿では、IASB の財務報告の目的について新概念的枠組みの到達点と問題点を、特に会計目的として意思決定のための情報提供目的だけでよいのかに関して利害調整等の観点、財務報告の主たる利用者の観点及び企業評価の観点等から検討してきた。この検討によって、次のことが明確にされた。

- (1) 新概念的枠組みにおける財務報告の目的の到達点としては、次のことが明らかになった。すなわち、その立場を財務情報の作成者(企業)の観点から利用者(市場)の観点へと転換することによって、財務諸表の目的から財務報告の目的へとその会計目的を転換していること、意思決定有用性アプローチに基づき意思決定のために有用な情報を提供するという情報提供目的を中心とした論理を展開していること、財務報告の目的の意思決定の内容の一つとしての企業価値評価への支援を想定していること、利害調整目的については、従来から考慮していないこと、受託責任目的については、その立場を企業の観点から市場の観点へと転換することによって、従来はそれを独立させていたのに対して、新しい概念的枠組みでは、意思決定のための情報提供目的に含め、かつその名称も削除することによって曖昧なものとしていること、財務報告の利用者の範囲を、広範な利用者から資金提供者に限定すると同時に、反対に財務報告で焦点を当てる主たる利用者を投資家から資金提供者へ拡大し、投資家に付随すると考えられている受託責任目的を曖昧化していること。
- (2) 新概念的枠組みの問題点としては、受託責任という用語の削除により受託責任目的を曖昧化していること、財務報告の主たる利用者を拡大することにより受託責任を曖昧化していること及び企業主体論的な論理展開についての問題、企業価値評価をもし伝統的なパラダイムから新しいパラダイムへ移行しようとするのであれば、問題であろうこと、作成者と利用者とのバランスの問題及び貸借対照表アプローチと損益計算書アプローチとのバランスの問題等が挙げられる。特に受託責任という用語の削除による受託責任目的の曖昧化は、公正価値会計の拡大に対するチェック機能の緩和化であり、問題であろう。

[注記]

- 1) これは、詳細なガイドラインや数値基準等を会計基準等で規定するという考え方である。
- 2) これは、基本的な原則のみを会計基準等で規定し、詳細な数値基準等を規定しないという考え方である。
- 3) IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまるIFRSがない場合には、経営者は、まず、⑦類似の事項や関連する事項を扱っているIFRSの規定、次いで、④概念的枠組みにおける資産等の定義、認識基準及び測定概念を参照して、会計方針に関する判断を行わなければならないとされている(par.11)。これによって、概念的枠組みはIFRSの一部として実質的に機能している(山田[2010]24頁)。ここで、参考のために、IFRSとFASBにおける概念的枠組みの取扱についての異同点を纏めれば、表16のとおりである。

表16 IASBとFASBの概念的枠組みの取扱の異同点

摘 要	IASBにおけるCFの取扱	FASBにおけるCFの取扱
会計基準	CFは会計基準の一部	CFは会計基準の一部ではない
会計処理	個別会計基準で分からない時、CFに添って会計処理	個別会計基準で分からない時、CFに添って会計処理しない
基準設定のため	・進歩的というより、保守的である ・すぐに現場が使うため	・進歩的でも良い ・すぐに現場で使わないため
個別会計との整合性	現行の個別会計基準との整合性をより強く要求する	現行の個別会計基準との整合性は緩くても良い
その他の事項	原則主義なので、その穴埋めとして、概念的枠組みが必要	詳細主義なので、概念的枠組みはあまり必要とされない

[注] CF：概念的枠組み

(出所) 大日方他[2000]81-82頁を参照して著者作成

- 4) これは、最良な実務を集約して、一定の目的によって会計基準を体系的に設定しようとする帰納的アプローチ(inductive approach)に対応するものである。
- 5) 会計目的には、静態論や動態論等のような計算構造的な観点からの目的論も考えられるが、ここでは機能面からのそれに限定している。なお、ここで「機能」ではなく、「目的」という用語を使用している理由は、IASBの概念的枠組みにおいて、「財務報告の目的」という用語が使用されているので、これに合わせた表現にするためである。
- 6) 意思決定前情報と意思決定後情報との内容には、表17のようなものがある。
 なお、利害調整目的と情報提供目的の分類は、基本的には会計全体の目的や機能に基づくものである。
- 7) 受託責任は、受託者が委託者に対して行うべき報告の種類に応じて、表18のように、二つのものに分類できる。
 また、受託責任をその内容の観点から分類すれば、表19のようになる。

表17 会計情報の利用態様

分 類	利害関係者	会計情報の利用内容
(1)意思決定前情報	資金提供者	資金提供を行う場合の将来の投資収益率とリスクの予測
(2)意思決定後情報	経営者対株主	⑦監視活動：財務報告制度、監査制度、役員派遣等 ⑧報酬制度：業績連動型報酬、ストック・オプション等 ⑨自己規制：IR 活動等
	経営者・株主対債権者	配当制限、財務制限条項等
	企業対政府	⑦課税制度 ⑧産業規制：自己資本比率規制、料金規制等
	従業員対株主	報酬制度：業績連動型給料、決算賞与等

(出所) 桜井 [2001] 3 4頁を参照して著者作成

表18 報告の観点からの受託責任の分類

摘 要	分 類	時 期	内 容
(狭義) 受託責任	顛末報告	委任終了時	経過と結果の報告
(広義) 受託責任	状況報告	毎期末	経過の報告

(出所) 安藤[2007]133頁を参照して著者作成

表19 内容の観点からの受託責任の分類

分 類	内 容
狭義	受託財産の管理 ^{*1}
広義	受託財産の管理・(消極的) 運用 ^{*2}
最広義	受託財産の管理・(効率的) 運用 ^{*3}

* 1：受託財産の運用を含まない。

* 2：受託財産の安全な運用を含む。

* 3：受託財産の効率的な運用で、企業価値の向上等も含む。

(出所) 著者作成

なお、「株式会社と役員及び会計監査人との関係は委任に関する規定に従う」(会社法第330条)とし、ここでは、会社と役員(経営者)との関係を財の委託・受託の関係としての委任関係で捉えている。

- 8) 利害調整目的と事後情報としての役割との関係は、表20のとおりである。
- 9) 例えば、財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書等がある。
- 10) 例えば、財務諸表に記載された金額、数値、注記を要約、抜粋、分解又は利用して記載すべき開示事項(例えば、主要な経営指標等の推移や業績等の概要等)やその他の財務諸表の作成における

表20 利害調整目的と事後情報としての役割との関係

摘要	利害調整目的	事後情報としての役割
基本	基本的には共通する	
利用者の範囲	基本的には会社と直接関連する経営者・株主・債権者等	・同左 ・その他、会計数値を利用した利害調整に関連する利害関係者
数値の意味	会計全体の目的ないし機能による分類	個別的な利用者を想定
	会計が提供する情報の一部又は会計数値を用いて算出されたデータの利用を含まない	会計情報の一部の利用や2次的データ利用等を含む

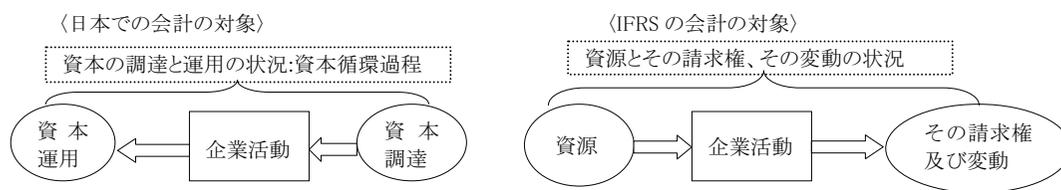
(出所) 万代 [2001] 6頁を参照して著者作成

判断に密接にかかわる事項 (例えば、関係会社の判定、連結の範囲の決定、持分法の適用の可否等) がある。

11) なお、財務報告と財務諸表との関連において、IASB は間接的に、資源とそれに対する請求権 (OB12 13) を財政状態計算書で表示し、発生主義に基づいた財務業績 (OB17) を包括利益計算書で表示し、過去のキャッシュ・フローを反映させた財務業績 (OB20) をキャッシュ・フロー計算書で表示し、そして、財務業績以外の経済的資源及びその請求権の変動 (OB21) を持分変動計算書で表示することを想定している。

12) 概念的枠組みは、情報の役立ちという機能面の説明方法としては、有効であるが、会計の技術構造面では、有効ではない (武田 [2006] 10頁)。なお、図14のように、伝統的なわが国の会計理論では、会計の対象として、一般には抽象的に企業の経済活動を対象とし、より具体的には、抽象的概念としての企業の資本の循環過程 (資本の調達と運用の状況) を対象として考えているのに対して、IASB の概念的枠組みでは、企業資本の具体的な顕現形態としての企業の資源とそれに対する請求権及びそれらの変動の状況を対象としているところに特徴がある。

図14 会計の対象

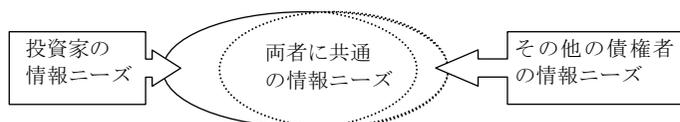


(出所) 著者作成

なお、経済的資源とその変動との関係については、「確かに包括利益を経済的資源 (およびその請求権) の変動差額に関連できるのは事実だが、純利益や利得及び損失を経済的資源の変動差額と結びつけることはできない。純利益は経済的資源の変動のうち、別の規準 (日本の概念フレームワークについては、「投資リスクからの解放」) を満たしたものと理解されている」(ASBJ [2008] 7頁) からである。

- 13) 例えば、米国証券諸法やわが国金融商品取引法では、投資家の保護の観点から投資家の意思決定のための財務情報の開示（提供）が主な問題とされる。
- 14) 例えば、わが国の概念的枠組みでは情報提供目的と利害調整目的の双方の規定がなされている。ただし、そこで規定されている利害調整目的は副次的な目的という位置づけがなされている。
- 15) なお、受託責任については、桜田 [2011] で詳しく検討されており、そこでは、「企業ないし作成者の観点からの受託責任概念」「市場ないし利用者の観点からの受託責任概念」と同様な内容を、「作成者指向を重視した受託責任概念」「利用者指向を重視した受託責任概念」という用語で説明されている。
- 16) ここでの規定の仕方は、資源配分に関する投資意思決定とは別の論理の立て方をしており、かつ経済的意思決定とは別個に受託責任を明示しているため、本文のような取扱をしている。
- 17) 株主は、会社法等で採用されている説であり、一般に期末現在の株主について財務諸表を中心とする財務報告が制度的になされている。
- 18) 投資家は、金融商品取引法等で採用されている説であり、投資家保護の観点から制度的には投資家に対して財務報告がなされている。
- 19) 投資家等は、新概念の枠組みで採用されているものであり、投資家のみならず、貸手及びその他の債権者というように、広く貸借対照表の貸方に登場する利害関係者をその対象としている。
- 20) これは、貸借対照表の貸方に登場する利害関係者にとどまらず、監督官庁、税務当局、従業員等も含めて利害関係者とするものである。
- 21) 「投資家、貸手及びその他の債権者以外の規制当局者、一般大衆のような、その他の利害関係者はまた、一般目的財務報告が有用であろう。しかし、この報告は、これらの他のグループに第一義的に向けられたものではない」(IASB [2010c] par.OB10) として、その他の利用者を財務報告の利用者として基本的に想定していないこととしている。
- 22) なお、資金提供者は、少なくとも投資家とその他の債権者の2つのグループが含まれるので、両者の共通の一般目的財務報告を考える場合には、図15のように、その共通の財務報告項目は、投資家のそれよりも狭くなることを意味する。

図15 資金提供者の財務情報ニーズ



(出所) 著者作成

- 23) AAA FASC によれば、「もしこれ [予備的見解の概念的枠組み] が採用された場合には、会計の持分への投資を強調し、会計の受託責任をより軽視する、損益計算書よりも貸借対照表を強調するアプローチへ益々会計を向かわせるであろう」(AAA [2007] p.229) としている。そして、この予

備的概念的枠組みに関して、次のようなコメントをしている。すなわち、「予備的概念的枠組みの個別的なパラグラフの分析から、これは根本的な欠陥のあるアプローチ (fundamentally flawed approach) であり、現在形で採用すべきではないと結論した。我々は、予備的概念的枠組みに関して、以下の四つのことに基本的に反対である。

1. それ [予備的概念的枠組み] は、会計の投資機能に過度に焦点を当てており、より重要な受託責任を軽視していると考えている。
2. それは、実際に関連する市場取引に基づいていないので、ほとんど信頼できない (例えば、モデルによる時価評価や現在価値として決定された数値のような) 公正価値に依存していると考えている。そして、そのような『柔らかな (soft)』数値を提供する会計報告は、会計数値一般の目的適合性及び有用性にとって有害 (harmful) であると考えている。
3. FASB が中立的な会計数値を望むということに賛成する。しかしながら、報告における経営者の [経営成績の] 上方偏向 (upward bias) を前提とすれば、中立的な会計数値を生み出すためには、保守的な (conservative) 基準が必要であると感じている。
4. FASB の基準は概念的枠組みのみに基づくべきではないということを提案する。「目的適合性 (relevance) というような概念は、特定の基準を決定するのに有用であるためには、余りにも広義すぎる。より厳格な field-performance-test モデルが、新しい会計基準を実際に施行する前に必要である。会計基準の設定上、市場参加者 (market forces) がより大きな役割を演じられるような報告上の選択肢におけるより広い弾力性を企業に許容することを勧告する」(AAA [2007] p.230) と問題点を指摘している。

さらに、AAA FASC が2010年に公表した「財務報告基準のための枠組み：問題と提案モデル」(AAA [2010]) では、予備的見解と同様に、次のようにコメントしている。取引の説明に基づく認識と測定：「会計は事実に基づくべきであり、推測 (conjectures) に基づくべきではない」。

営業活動と財務活動との区分。 営業利益 (operating earnings) 測定の中心性 (centrality)。

貸借対照表保守主義の必要性。 所有主理論 (proprietorship perspective) に基づく所有主持分会計 (AAA [2010] pp.476 478) というように、予備的見解と同様に、(革新的で公正価値会計的な理論ではなく、) 極めて伝統的な会計理論に基づく概念的枠組みの正当性を主張している。

- 24) 例えば、投資家は企業の収益性を判定するのに役立つ情報を、そして、債権者は返済能力を判定するのに役立つ情報を求めている。さらに、IFRS が適用されるのは、例えば、わが国においては、投資家保護を目的としている金融商品取引法であることもその理由である。
- 25) このように考える主な根拠として、IASB はリサイクリングを行わない項目を増加させており、従来の実現利益としての純利益の性質を変容させつつあること、また、公正価値測定の適用領域を拡大しつつあること等が挙げられる。

なお、利益情報とストック情報との関連については、「(1)その有用性が経験的事実によって裏付けられた利益情報を重視するとともに、(2)その有用性が経験的事実により裏付けられていないストック情報については」(ASBJ[2008]6頁) 利益情報と同等に取扱えないと考えられる。

[参考文献一覧表]

- 新井清光編 [1994] 『英和 会計経理用語辞典』 中央経済社
- 安藤英義 [2007] 『会計学大辞典』 中央経済社
- 飯野利夫 [1983] 『財務会計論』 同文館出版
- 石川純治 [2010] 「日本版概念フレームワークの立脚点 — 4つの基礎論的視点から —」 1 25頁
<http://www.komazawa-u.ac.jp/~ishikawa/kiyoh0603.pdf>
- 井尻雄士 [1998] 「アメリカ会計の変遷と展望」 『会計』 森山書店
- 岩井克人・佐藤孝弘 [2011] 『IFRS に異議あり』 日経プレミアシリーズ
- 岩崎勇 [2007] 「会計概念フレームワークの現状と問題点」 『会計』 第172巻第5号35 47頁
- [2011a] 「IASB の会計概念フレームワークについて」 『税経通信』 第66巻第5号38 43頁
- [2011b] 「IFRS における概念フレームワークについて」 『経済学研究』 第78巻第1号81 107頁
- 小栗崇資 [2010] 「会計基礎概念の原理的研究」 『駒澤大学経済学論集』 第42巻第2号41 56頁
- 大日方隆 [2002] 「利益の概念と情報価値(2)」 齊藤静樹編著 『会計基準の基礎概念』 中央経済社375 417頁
- 大日方隆他 [2009] 「会計制度の国際対応を巡る論点」 『企業会計』 第61巻第3号65 82頁
- [2011] 「会計機能から見た会計基準の論点」 『企業会計』 第63巻第1号86 92頁
- 椛田龍三 [2011] 「IFRS 時代における受託責任目的の普遍妥当性」 会計理論学会統一論題レジュメ 1 21頁
- 久野光郎 [1971] 「アカウントビリティ概念の再検討」 『企業会計』 第23巻第13号17 22頁
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2006] 「ディスカッション・ペーパー 『財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解：財務報告の目的及び意思決定に有用な財務報告情報の質的特性』 に対するコメント」 1 12頁
- [2008] 「公開草案 『財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件』 に対するコメント」 1 12頁
- 桜井久勝 [2001] 「会計情報の利用目的」 『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』 日本会計研究学会 特別委員会3 5頁
- 志賀理 [2011] 「FASB 『財務会計概念書第8号』 の本質的意味」 『同志社商学』 第62巻第5・6号34 45頁
- 染谷恭次郎訳 [1973] 『復刻版 コーラー会計学辞典』 丸善
- 高山朋子 [2006] 「受託責任を基礎にした情報開示について」 東京経大会誌 第250号
- 武田隆二 [2006] 「企業会計原則と概念フレームワークを巡って」 『企業会計』 第56巻第1号9 15頁
- 辻山栄子 [1999] 「金融商品の評価と時価主義」 『JICPA ジャーナル』 第525巻52 57頁
- [2002] 「利益の概念と情報価値 (一)」 齊藤静樹編著 『会計基準の基礎概念』 中央経済社
- 津守常弘 [2005] 「討議資料 『財務会計の概念フレームワーク』 の特徴と問題点」 『企業会計』 第57巻

第3号4 11頁

- [2008] 「『財務会計概念フレームワーク』の新局面と会計研究の課題」『企業会計』第60巻第3号4 14頁
- 徳賀芳弘 [2010] 「IFRS への日本の制度的対応」『會計』第177巻第5号9 22頁
- 友岡 賛 [2010] 「会計の機能」『三田商学研究』第53巻第3号1 12頁
- 松尾聿正 [2011] 「概念フレームワークの変貌」『現代社会と会計』第5号1 6頁
- 福井義高 [2011] 「ヒックス『価値と資本』の所得概念に冠するノート」1 19頁 (<http://www.gsim.aoyama.ac.jp/~fukui/papers1.htm>)
- 藤井秀樹 [2009] 「財務会計論序説」『商経学叢』第56巻第2号123 147頁
- [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第204巻第1号17 40頁
- 万代勝信 [2001] 「会計情報の利用目的」『会計基準の動向と基礎概念の研究 最終報告』日本会計研究学会 特別委員会6 7頁
- [2002] 「会計目的と会計制度」斎藤静樹編著『会計基準と基礎概念』中央経済社41 68頁
- 山田辰己 [2007] 「概念フレームワークの見直し」『企業会計』第59巻第5号104 105頁
- [2010] 「概念フレームワーク改訂プロジェクトについて」『企業会計』第62巻第8号23 30頁
- American Accounting Association (AAA) [1957] Committee on Accounting Concepts and Standards, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements-1957 Revision,” *The Accounting Review*, Vol.32, No.4, pp.536 546 (中島省吾訳 — [1984] 『増訂 A.A.A. 会計原則 — 原文・解説・訳文および訳註 —』中央経済社、190 210頁)
- Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory [1966] *A Statement of Basic Accounting Theory*. (飯野利夫訳 [1969] 『基礎的会計理論』国元書房)
- AAA’s Financial Accounting Standards Committee [2007] “The FASB’s Conceptual Framework for Financial Reporting: A Critical Analysis,” *Accounting Horizons*, Vol.21, No.2, June, pp.229 238.
- [2010] “A Framework for Financial Reporting Standards : Issues and a Suggested Model,” *Accounting Horizons*, Vol.24, No.3, pp.471 485.
- AICPA [1965] “Summary of the Report of the Special Committee on Opinions of the Accounting Principles Board,” *The Journal of Accountancy*, Vol.119, No.6, pp.12 16.
- [1973] Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*. (川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館出版)
- Ball, R. [2006] “International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors,” *Accounting and Business Research*, Vol.36 (Special Issue): pp.5 27.
- Barth, M. E., W. R. Landsman, and M. H. Lang [2008] “International Accounting Standards and Accounting Quality,” *The Journal of Accounting Research*, Vol.46, No.3, pp.467 498.
- Boyle, P. [2010] “Discussion of ‘How do conceptual frameworks contribute to the quality of corporate

- reporting regulation?,” *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.3, pp.301-302.
- Christensen, J. [2010] “Conceptual Frameworks of Accounting from an Information Perspective,” *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.3, pp.287-299.
- Crooch, M. [2006] “Michael Crooch Talks about the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, August 31, pp.1-2.
- FASB [1976] *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum. (津守常弘監訳 [1997] 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』 中央経済社)
- [2001] “Conversation with Constituents-Why the Conceptual Framework Is Important,” *Status Report*, August 31, pp.1-3.
- [2004a] *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- [2004b] “On the Road to an Objectives-Oriented Accounting System,” *The FASB Report*, August 31, pp.1-3.
- Gjesdal, F. [1981] “Accounting for Stewardship,” *Journal of Accounting Research*, Vol.19, No.1, pp.245-270.
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (国際会計基準委員会 [1989] 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』)
- IASB [2004] *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*.
- [2006] *Discussion Paper “Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative of Decision-useful Financial Reporting Information”*.
- [2008] *Exposure Draft “An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1 : The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information”*.
- IASB [2010a] IASB and US FASB complete first stage of conceptual framework, p.1
<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/First+stage+CF+completed.htm>
- IASB [2010b] Project Summary and Feedback Statement, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, pp.1-13.
- IASB [2010c] International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting* 2010, pp.1-66.
- IASB [2010d] *Conceptual Framework*, pp.1-3.
- Johnson, L.T. [2004] “The Project to Revisit the Conceptual Framework,” *The FASB Report*, December 28, pp.1-4.
- [2005] “Relevance and Reliability,” *The FASB Report*, February 28, pp.1-4.
- Kothari, S.P. et al [2010] “Implications for GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting,”

- Journal of Accounting and Economics*, Vol.50, pp.246 286.
- Macve, R. [2010] “Conceptual Frameworks of Accounting: Some Brief Reflections on the Theory and Practice,” *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.3, pp.303 308.
- McEnally, R.T. and Walters, P.D. [2003] “The Critical Nature of Neutral Financial Reporting,” *The FASB Report*, August 29, pp.1 2.
- O’Connell, V. [2007] “Reflections on Stewardship Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol.21, No.2, pp.215 227.
- Solomons, D. [1986] “The FASB’s Conceptual Framework: An Evaluation,” *The Journal of Accountancy*, pp.114 124.
- Sprouse, R. T. [1966] “Accounting for What-You-May-Call-Its,” *The Journal of Accountancy*, Vol.122, No.4, pp.45 53.
- Sunder, S. [2002] “Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries,” *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.21 pp.219 234.
- U.S. Securities and Exchange Commission [2003] *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*.

[九州大学大学院経済学研究院 教授]